

意見書 (案) 第 7 号



平成25年12月17日

大山崎町議会議長

山本圭一様

提出者 北村吉史 (北村)

賛成者 高木次 (高木) 朝子 (朝子) 直美 (朝子)

岸孝雄 (岸)

意見書 (案) の提出について

「京都府におけるウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書 (案)」

を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提出理由

別紙意見書 (案) の趣旨により提出する。

京都府におけるウイルス性肝炎検査体制の拡大強化を求める意見書（案）

日本におけるB型肝炎、C型肝炎患者の多くは、売血による輸血、医療機関による注射器や注射針の使い回し、学校等の集団予防接種での注射器等の使い回し、ウイルスに汚染された血液製剤の使用などにより感染している。いわゆる「医原病」の被害者である。

ウイルス性肝炎は、多くの場合感染後も自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多くいる。

そのため、国は肝炎対策基本法を定め、医療助成など「肝炎治療促進のための環境整備」や、「肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等」と共に、肝炎ウイルス感染者の早期発見のため、「肝炎ウイルス検査の促進」にも取り組み、「保健所等における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備」「市町村における肝炎ウイルス検査等の実施」を進めている。

しかし、京都府において肝炎ウイルス検査の受検状況は、大きく遅れており、早急に対策を講じ、すべての府民が、一刻も早く肝炎検査を受け、感染している方を適切な治療に結びつけることが求められている。

そのため、京都府が特定感染症検査等事業として実施している保健所での肝炎ウイルス検査と医療機関への無料検査委託の体制を抜本的に強化することが求められている。

よって、京都府におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1. 京都府の保健所で実施される特定感染症検査等事業による「肝炎ウイルス検査」の実施日、時間を拡大すること。
2. 58医療機関にとどまっている医療機関への無料肝炎検査の委託を、平成28年中に全医療機関規模に拡大すること。当面、ただちにすべての市町村と、京丹後市、南丹市、与謝野町、京丹波町においては、合併前のすべての旧町地域に無料肝炎検査の委託医療機関を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

京都府知事山田啓二様

大山崎町議会